



水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所

【問合せ先】

〒650-0024

神戸市中央区海岸通29（神戸地方合同庁舎2階）

瀬戸内海漁業調整事務所 総務課総務係

TEL 078-392-2281

水産庁HP <http://www.jfa.maff.go.jp/>

事務所HP <http://www.jfa.maff.go.jp/setouti/>

【職員数】（令和8年4月1日現在）

事務系9名 技術系24名



【業務内容】

瀬戸内海漁業調整事務所は、水産庁（農林水産省の外局）の地方支分部局の一つとして、瀬戸内海の海面、和歌山県、徳島県、愛媛県及び高知県の地先海面を管轄区域とし、漁業秩序の維持と円滑な操業を確保するため、我が国漁船の指導取締りを行うとともに、水産動植物の繁殖保護、沿岸漁業の振興、漁業紛争の調整、大臣許可漁業の許可事務等を行っています。

【勤務地・転勤】

採用時の勤務地は、神戸市となりますが、通常、採用後3～4年後から係長昇任前後にかけて水産庁本庁（東京）への転勤があります。平均的にはおおむね3年間のサイクルで担当業務が変わり、水産関係行政全般に精通できます。

水産庁本庁以外の勤務先としては、北海道（札幌）、九州（福岡）等の漁業調整事務所もあります。

【仕事の内容】

採用時には、①庶務・会計等、②資源管理の推進等、③沿岸漁業の振興、漁場の保全等、④沿岸漁業の指導、調整、許認可等、⑤漁業取締り等に関する事務のうち、いずれかの係に配属されます。

【先輩からのメッセージ】

私は令和7年4月1日に水産庁に技術職として採用され、最初の配属先が瀬戸内海漁業調整事務所の漁業監督課でした。当課は、漁業取締船に乗船して取締活動を行ったり、事務室で支援業務を行ったりしています。入所してすぐの頃は業務に不安を感じていましたが、技術職・事務職の採用の垣根無くコミュニケーションを取りながら業務を進めていくことができ、とても働きやすく学びがいのある職場です。また、生涯関わる事が無いと思っていたことにも数多く触れる機会があります。

当事務所には、他に総務課、資源課、調整課といった課があって、各課3人～5人程度の人数で業務を行っている比較的小規模の事務所です。業務の内容としては、漁業の調整問題や水産資源の管理、漁業取締り等、幅広い業務を行っていますが、小規模であるためコミュニケーションを取りやすく、課の内外問わず話しかけやすい環境です。私自身も法律や瀬戸内海の漁業等、周りの方に何度も質問する機会がありましたが、事務所の皆さんに丁寧に教えてもらいました。

今は水産業の知識がなくても、周りの皆さんから教えていただけますし、業務を進めていく中で自然と身につきますので何も心配はいりません。海が好き、魚が好き、水産業に興味がある方は、ぜひ応募してみてください。皆さんと共に働けることを心より楽しみにしています。

（令和7年度採用 一般職（水産））

